

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380041

研究課題名(和文) 自己株式の取得および処分に関連して生じてきた新たな課税問題に対する現代的考察

研究課題名(英文) Current tax issues of stock redemption

研究代表者

渡辺 徹也 (Watanabe, Tetsuya)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：10273393

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、主に自己株式の取得に関連して最近生じてきている課税問題を取り上げ、どちらかといえば立法論の視点から検討したものである。すなわち、主として株主側における課税の問題、主として法人側における課税の問題、外形標準課税における問題を取り上げた。各結論をごく簡潔に述べるなら、比例的な自己株式の取得を配当として扱うような規定を置くべきである、法人税法施行令8条1項1号を削除するとともに、それに応じて同119条1項10号を改正すべきである、事業税の外形標準課税に関して、市場を通じた自己株式の取得により資本金等の額が不当に減少されないように規定を整備すべきである、となる。

研究成果の概要(英文)： This study focuses on the recently occurring taxation problem related to the acquisition of treasury shares (stock redemption), rather, it examined from the perspective of legislation theory (not construction). That is, the problem of taxation on the shareholders' side, the problem of taxation on the corporation side, and problem in Size-based Business Tax. Concluding each conclusion very briefly, We should introduce a provision that treats pro-rata stock redemption as dividend, We should abolish Article 8 (1)-1 of the Corporate Tax Act Enforcement Ordinance, and according to it, Article 119 (1)-10 should be revised, Regarding the Local Size-based Business Tax, new provision should be enacted so that the "Amount of Capital etc." is not unfairly reduced by redemption through the market.

研究分野：租税法

キーワード：法人税法 自己株式の取得 配当課税 資本金等の額 外形標準課税

1. 研究開始当初の背景

(1) 自己株式に関する課税については、古くは武田昌輔教授の一連の研究(「資本準備金をもつてする自己株式の消却と課税問題」産業経理 58 巻 2 号 2 頁(1998)など)比較的最近では垂井英夫教授の諸研究(『自己株式取引と課税』(2004)など)がある。それらは、どちらかといえば実務的な視点に基づいた課税上の処理方法を中心的な課題として扱ってきた。本研究は、それら既存の処理方法では不都合が生じるとされる最近の具体的事例を取り上げ、解決策を模索することにより、上記先行業績に追加できるような新たな理論の構築を目指すこととした。

(2) わが国でいう自己株式の取得は、アメリカ法では株式の償還(redemption)の一種として捉えられ、主として内国歳入法典 302 条が規律する分野である。そこで主として問題となるのは、キャピタル・ゲイン課税と配当課税の区別(どのような場合に償還が配当課税を受けるか)であり、リーディング・ケースの一つとして Davis 最高裁判決がある(U. S. v. Davis, 397 U. S. 301(1970))。本研究では、日本で問題となりうる事例にアメリカの学説や判例がどのようにあてはまるか(あるいはあてはまらないか)といった比較法的視野からも検討を行うという計画を立てた。

2. 研究の目的

本研究は、自己株式の取得について、近年明らかになりつつある課税上の新たな問題点を取り上げ、解釈論の検討とその行き詰まりを指摘しつつ、最終的には立法的解決に関する提言を行うことまでを目的とした。上でいう課税上の新たな問題点とは、主として株式移転において、既に取得していた自己株式に対して、株式移転完全親法人の株式が割り当てられた場合の当該親法人株式の取得価額の問題、会社法上の財源規制のために、自己株式取得の対価が当該株式の時価に満たない場合の寄附金該当性の問題、自己株式取得による資本金等の額の減少が、地方税の外形標準課税に与える影響である。主たる論点をきわめて単純化して述べるなら、は自己株式の資産性の問題、は自己株式の比例的取得の問題、は資本金等の額の基準性の問題といえる。

3. 研究の方法

上記 ~ の問題に関する主な研究計画として、自己株式に関する税法規定の変遷の整理、自己株式の取扱いに関する会社法と税法における差異およびその根拠についての検討、アメリカ税法上の redemption(株式償還)に関する学説・判例の分析(比較法的検討)を行った。

計画の実施方法としては、まずわが国の学説・判例に関する文献の検索を行い、それと平行して、アメリカ法についても同様の検索を行った。また、国内および国外に

おいて、研究テーマに関連する研究会や学会等へ参加するとともに、他の研究者や実務家への意見交換を行った。

4. 研究成果

(1) について、主として自己株式が比例的に取得されるケースを取り上げた。事案としては、日産事件として知られる東京地裁平成 24 年 11 月 28 日判決(平 22(行ウ)314 号)を主たる素材とした。この事件の主たる争点の 1 つは、株式の消却に関する原告の譲渡損益の計算にあたり、旧商法上の払戻限度額を課税上考慮すべきか否かということであった。東京地裁は、当該限度額を考慮せず、原告は払戻しをした法人から、消却株式の時価よりも低い額の払戻しを受けたと捉えて、消却株式の時価と払戻額の差額に相当する経済的な利益を寄附したことになることと結論づけた。

(2) もっとも、本研究の主たる目的は判決の批判ではない。旧商法下で実行された日産事件のような取引が現行法下でも実行可能であること、この事件と同じ取引を行おうとすれば、まず自己株式の取得をすることをまず確認した。例えば、分配可能額規制に比較余裕のない会社が自己株式の取得を行い、対価として当該規制までの金額(会社法上許される限度までの金額)を支払ったとしても、それが取得された株式の時価に比して低ければ、日産事件と同様に寄附金の問題が生じることになる。しかし、当事者が実際に行ったのが自己株式の取得であって、株式の第三者への譲渡でも、(払戻しのない)単なる資本金の額の減少でもない場合、同じような経済効果のある他の取引があるからといって、規定なしに引き直し課税を行うべきではない。

(3) 子会社による親会社からの自己株式取得から生じる課税上の不都合(第三者に時価で売却した場合に比して過大な譲渡損失あるいは過少な譲渡利益が生じる可能性)を解釈によって解決するには限界がある。この点に関して、アメリカ法には、持分に変化の生じない比例的償還を交換ではなく配当として扱うルールがある。すなわち、歳入法典 302 条(b)の要件を満たさない償還には、分配に関する一般規定である歳入法典 301 条が適用され、法人に税法上の配当可能利益(earnings and profits)があれば、分配は配当として扱われるのである。これに対して、わが国の税法は、比例的な分配に対して脆弱であり、比例的な自己株式の取得等を配当として扱うような立法の創設が望まれる。

(4) について、適格株式移転において、既に保有していた自己株式に割り当てられた株式移転完全親法人株式の取得価額の問題を取り上げた。具体的に問題になるのは、

以下のようなケースである（東京地裁平成23年10月11日判決参照）。X社を株式移転完全親法人とし、T社を株式移転完全子法人とする適格株式移転が行われた。この株式移転の前からT社は既に自己株式を保有していた。したがって、株式移転により、T社はその保有する自己株式に対してX社の株式の割当てを受けた。その後T社は、株式移転により割当てを受けたX株を第三者に譲渡した。論点は、(i)T社が保有していた自己株式の帳簿価額はいくらだったか、(ii)株式移転によりこの自己株式に割り当てられたX株の取得価額はいくらとされるかである。

(5) 適用される条項は、法人税法61条の2第23項の委任を受けた法人税法施行令119条1項10号である。それによると、金銭等の非適格資産の交付のない株式移転により交付を受けた当該株式移転完全親法人の株式の取得価額は、「当該株式移転完全子法人の株式の当該株式移転の直前の帳簿価額に相当する金額」とする旨が定められている。つまり、X株の取得価額は、株式移転直前の自己株式としてのT株の帳簿価額を引継ぐことになる。そこで自己株式としてのT株の帳簿価額が0円であれば、X株の取得価額も0円ということになる。

(6) T社による自己株式取得の段階で、それを(i)金庫株として保有するか、(ii)消却してしまうかに関係なく、税法上、T株は消却されたかのように扱われる。(ii)の場合、帳簿価額は存在しえないが、(i)の場合は0円として存在するからである。この違いは、本事例のような株式移転の場合に顕在化する。(ii)の場合にはX株の割当てがないが、(i)の場合は割当てがある。自己株式としてのT株と割り当てられたX株の帳簿価額はどちらも0円である。しかし、T株の譲渡（自己株式の処分）は、資本等取引として課税されないのに対して、X株の譲渡には課税がある。したがって、同じ帳簿価額0円でも、T株には資産性がないが、X株にはあるということになる。つまり、T株にはないとされた資産性が、割り当てられたX株において復活するのである。X株を譲渡した場合の課税問題を解決するために、立法論としては、法人税法施行令8条1項1号へを削除するとともに、それと整合性を保つために同119条1項10号に「自己が有していた自己の株式を株式移転完全親法人に取得された場合を除く」という内容の一文を挿入することが検討されるべきである。

(7) について、市場を通じた自己株式の取得が地方税法における外形標準課税に与える影響について考察した。これはまだ具体的な事件になっていない論点であり、ここでは問題提起を主たる目的としている。自己株式取得によって資本金等の額が減額すると、

それによって資本割の課税標準も減額されることになる。自己株式の取得が行われれば、通常は税法上の資本の部のなかの資本金等の額と利益積立金額が按分的に（いわゆる「プロラタ」で）減額される（法人税法施行令8条1項17号、同9条1項12号）から、対価のうちすべてが資本金等の額の減少に関係するわけではない。さらに問題なのは、対価がそのまま資本金等の額の減額に直結する場合である。法人税法24条1項4号括弧書に規定される「金融商品取引所の開設する市場による購入」による自己株式の取得は、みなし配当課税の対象外であり、その場合は利益積立金額の減少はなく、対価分だけ資本金等の額が減少する（法人税法施行令8条1項18号）。したがって、市場で株式の購入ができる上場企業の場合、市場取引と市場外取引とで、自己株式取得によって減少する資本金等の額に差が出ることになる。

(8) 上場企業が自己株式取得を行う場合によく利用されるのが、自己株式立会外買付取引としてのToSTNeT-3である。ToSTNeT-3を通じた自己株式取得については、そのような取引からみなし配当が生じるかが問題となった裁判事例がある（国税不服審判所平成24年5月25日）。国税不服審判所は、東証が金融商品取引に該当することを前提に、ToSTNeT-3市場は法人税法24条1項4号括弧書にいう「金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する市場」にあたるとした。本研究との関係で重要なのは、ToSTNeT-3を通じた自己株式取得には、法人税法24条1項4号括弧書の適用があり、したがって、対価の額だけ資本金等の額が減額されるということである。納税者としては、みなし配当による益金不算入を望むときは公開買付を、そして資本金等の額の減額を望むときはToSTNeT-3の方を選べばよいことになる。

(9) 市場（特にToSTNeT-3）を通じた自己株式取得により、法人の資本金等の額が大幅に減少し、それに伴って一定程度の事業税が減額されるような場合については、それに対処するための立法上の手当を考えるべきである。すなわち、市場を通じた自己株式取得については、外形標準課税の趣旨に基づいて、課税標準としての資本金等の額が不当に減少しないような法改正が行われてもよい。法人税法が市場における購入をみなし配当事由から除いているのは、取引相手を選定できないなど、みなし配当として課税することが技術的に困難であることが理由である。しかし、ToSTNeT-3は買方を発行会社に限定しているから、株式の売主にとっても相手方はわかっている。したがって、法人税法24条1項括弧書の本来的な趣旨からいえば、ToSTNeT-3取引をみなし配当事由から除く必要はないのではない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 22 件)

1. 渡辺徹也「給与所得者と費用控除-平成 24 年度改正特定支出控除を中心に-」税務事例研究(139 号)p.24-55(2014 年) 査読無
2. 渡辺徹也「課税繰延とは何か」月報司法書士(510 号)p.32-40(2014 年) 査読無
3. 渡辺徹也「給与所得該当性に関する判断基準としての非独立性と従属性事業所得との相違」税務事例研究(145 号)p.30-58(2015 年) 査読有
4. 渡辺徹也「法人税法 34 条 1 項 2 号にいう事前確定届出給与該当性の可否」ジュリスト(1480 号)p.127-130(2015 年) 査読無
5. 渡辺徹也「国際課税に関する BEPS 対策と日本企業」旬刊経理情報 1428 号 p.1-1(2015 年) 査読無
6. 渡辺徹也「貸金業者の過払金返還債務と法人税の還付-過払債権者救済の視点から-」法政研究 82 巻(2・3 合併号)p.793-811(2015 年) 査読無
7. 渡辺徹也「企業と課税 - 租税を考慮せずにビジネスをやって大丈夫?」法学教室(425 号)p.21-26(2016 年) 査読無
8. 渡辺徹也「インセンティブ報酬に対する課税 - リストリクテッド・ストック等を中心に -」税務事例研究(150)p.30-63(2016 年) 査読有
9. 渡辺徹也「法人税法における債務確定基準」税法学(575)p.281-305(2016 年) 査読有
10. 渡辺徹也「税制改正大綱を評価する個人所得課税」税研(187)p.47-52(2016 年) 査読無
11. 渡辺徹也「有効な CFC 税制の構築 (BEPS プロジェクト行動 3) CFC 税制を再検討する上でいくつかの論点」グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方~BEPS プロジェクトの総括と今後の国際租税の展望~, p.87-101(2016 年) 査読無
12. 渡辺徹也「法人税法 132 条の 2 にいう不当性要件とヤフー事件最高裁判決 [上]」旬刊商事法務(2112)p.4-11(2016 年) 査読無
13. 渡辺徹也「法人税法 132 条の 2 にいう不当性要件とヤフー事件最高裁判決 [下]」旬刊商事法(2113)p.23-31(2016 年) 査読無
14. 渡辺徹也「最近の税制改正における寄附金の扱い - 大学等への寄附・ふるさと納税・格差問題を中心に -」税務

事例研究(156)、p.28-60(2017 年) 査読有

15. 渡辺徹也「既存家屋の評価を争う際に建築当初の評価の誤りを主張することの可否」ジュリスト(1505)p.206-207(2017 年) 査読無
16. 渡辺徹也「BEPS 問題に関連する最近の租税回避防止規定および裁判例についての覚書 - ミスマッチ防止に関する個別規定および一般的否認規定に関する裁判例の考察を中心に -」グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方~BEPS 執行段階の課題の第一次検証 p.29-46(2017 年) 査読無
17. 渡辺徹也「過年度分の外注費の計上漏れに関する前期損益修正の公正処理基準該当性」ジュリスト(1511)p.146-149(2017 年) 査読無
18. 渡辺徹也「企業会計と租税法会計の乖離」租税研究(818)p.79-94(2017 年) 査読無
19. 渡辺徹也「上場企業の留保利益に対する課税と配当・賃金・設備投資」法律時報 90(2) p.27-32(2018 年) 査読無

[学会発表](計 1 件)

1. 渡辺徹也「法人税法における債務確定基準」日本税法学会第 106 回大会(日本税法学会)2016 年 06 月 11 日

[図書](計 6 件)

1. 渡辺徹也『スタンダード法人税法』弘文堂(2018 年)
2. 渡辺徹也「自己株式に関する課税問題-最近の事例を中心に」金子宏・中里実・マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』p.392-413(2014 年)
3. Tetsuya Watanabe "Income Tax and Incentive for Corporate Transactions: A Japanese Perspective," Zenichi Shishido ed., ENTERPRISE LAW-CONTRACTS, MARKETS, AND LAWS IN THE US AND JAPAN, p.289-301(2014 年)
4. 渡辺徹也「組織再編成と租税回避」岡村忠生編著『租税回避研究の展開と課題』p.119-152(2015 年)
5. 渡辺徹也「役員に対するインセンティブ報酬への課税とコーポレート・ガバナンス - リストリクテッド・ストックを中心に」『コーポレート・ガバナンス改革の提言 - 企業価値向上・経済活性化への道筋』(商事法務)p.249-278(2016 年)
6. 渡辺徹也「法人間における資産等の移転」金子宏監修『現代租税法講座第 3 巻 企業・市場』(日本評論社)p.69-214(2017 年)

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡辺徹也 (WATANABE Tetsuya)
早稲田大学・法学大学院・教授
研究者番号：10273393

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()